

○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 寄附の勧誘に関する規制</p> <p>第一節 禁止行為(第三条―第五条)</p> <p>第二節 [略]</p> <p>第三章～第六章 [略]</p> <p>附則</p> <p>[削る]</p> <p>第二章 寄附の勧誘に関する規制</p> <p>第一節 禁止行為</p> <p>(寄附の勧誘に関する禁止行為)</p> <p>第三条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、<u>第一号から第五号までに掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならず、また、第六号又は第七号に掲げる行為をして寄附の勧誘を行う法人等の主体又は寄附される財産の用途について誤認させて</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 寄附の勧誘に関する規制</p> <p>第一節 禁止行為(第四条・第五条)</p> <p>第二節 [略]</p> <p>第三章～第六章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>第二章 寄附の勧誘に関する規制</p> <p>第一節 禁止行為</p> <p>(寄附の勧誘に関する禁止行為)</p> <p>第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。</p>

はならない。

一〇五 〔略〕

六 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を告げないこと。

七 寄附の勧誘を受ける個人に対し、寄附される財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。

2 法人等は、個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、又は将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をおそれることその他の方法により、当該個人を寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、又は当該個人がそのような状態に陥っていることに乗じ、寄附の勧誘をしてはならない。

第四条 法人等は、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が

一〇五 〔略〕

六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をおそれ、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。次条において同じ。）の生活の維持を困難にすることとなる寄附の勧誘をしてはならない。

（借入れ等による資金調達の要求の禁止）

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れ若しくは生命保険契約（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第八号に掲げる生命保険契約をいう。）の解除により、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地その他これらの者の生活を維持するために必要な財産

二 〔略〕

第二節 違反に対する措置等

（報告）

第六条 内閣総理大臣は、前三条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

（借入れ等による資金調達の要求の禁止）

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地

二 〔略〕

第二節 違反に対する措置等

（報告）

第六条 内閣総理大臣は、前二条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(勧告及び命令)

第七条 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第三条から第五条までの規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2・3 [略]

(寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し当該個人に対して第三条第一項各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、若しくは誤認し、又は法人等が同条第二項の規定に違反して行った寄附の勧誘を受け、それらによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示(以下「寄附の意思表示」と総称する。)をしたときは、当該寄附の意思表示(当該寄附が消費者契約(消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。))に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。)を取り消すことができる。

2・4 [略]

(勧告及び命令)

第七条 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2・3 [略]

(寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示(以下「寄附の意思表示」と総称する。)をしたときは、当該寄附の意思表示(当該寄附が消費者契約(消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。))に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。)を取り消すことができる。

2・4 [略]

(取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権(第三条第二項の規定に違反して行われた寄附の勧誘を理由とするものを除く。)は、追認をすることができるときから一年間行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をしたときから五年を経過したときも、同様とする。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附(金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。)をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

- 一 第八条第一項の規定による取消権
- 二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項(第一号から第四号

(取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができるときから一年間(第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間)行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示した時から五年(同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年)を経過したときも、同様とする。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附(金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。)をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

- 一 第八条第一項の規定による取消権
- 二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項(第一号から第四号

まで又は第六号に係る部分に限る。)及び第四項(これらの規定を同法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2～4 [略]

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第八条(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第五十九号)の施行の日

二 [略]

(経過措置)

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる

まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。)(同法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2～4 [略]

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第八条(第四号第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第五十九号)の施行の日

二 [略]

(経過措置)

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる

寄附の意思表示（第三条第一項第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで又は第六号」とあるのは、「第二号又は第四号」とする。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「第二号、第四号又は第六号」とする。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。